

入札に関する質問の回答について

件名 【債】生活困窮者自立支援事業用パソコン等賃貸借（R8～R12）

入札に関する質問について、以下のとおり回答します。

No.	質問事項	回答
1	入札書記載金額について、「総額（税抜）」の記載でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	契約保証金について、白井市財務規則第 1 3 9 条 4（3）に「契約者が過去 2 年間に市、国（公社、公団、公庫等を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有し、かつ、当該契約を確実に履行する者と認められるとき。ただし、当該契約金額が 200 万円を超える工事又は製造の請負契約は除く。」と記載がございますが、実績の提出により、契約保証金は免除される認識でよろしいでしょうか。	白井市財務規則第 139 条第 4 項第 8 号に基づき、契約保証金は免除いたします。
3	データ消去について、物件を引き上げてから消去し、データ消去証明書を提出する認識でよろしいでしょうか。	データ消去は市役所内で市職員立会いの下実施してください。
4	導入予定の機器について、別紙（下記）内容で同等品とお認め頂けますでしょうか。 ・ V1T46/X-P・Win11Pro・Ci 5 ・ 1 5. 6 型ワイド FHD 液晶（1 9 2 0 × 1 0 8 0 ドット）カメラ付き ・ 暗号化機能付 2 5 6 G B S S D ・ 8 G B メモリ（8 G B × 1） ・ DVD-ROM ドライブ ・ 無線 LAN（IEEE 8 0 2. 1 1 a x）& Bluetooth ・ テンキー付きキーボード（Copilot キー） ・ U S B 光センサーマウス ・ 再セットアップ DVD（Win11 Pro） ・ Support Pack G8 [5 年]（週 6 日）	同等品として認めます。 ただし無線 LAN（IEEE 8 0 2. 1 1 a x）については無効化すること。
5	■入札金額 入札金額は賃貸借期間の総額で宜しいでしょうか？それとも月額でしょうか？	総額での記載をお願いします。
6	■引取 賃貸借期間満了時の撤去の作業範囲についての質問です。 解体・離線・取り外し等は発注者側（次期導入業者含む）での作業、梱包・搬出、運搬は受注者側の作業との認識で宜しいでしょうか？	解体・離線・取り外し等は市で実施します。 梱包・搬出・運搬は受注者側で実施する作業となります。

	それとも解体・離線・取り外し等も受注者側での作業になりますでしょうか？	
7	■データ消去 満了時のデータ消去について ①データ消去は、引取後にセキュリティの確保された受注者指定場所での作業で宜しいでしょうか？ ②消去方法について、ソフトウェア1回上書きによる消去で宜しいでしょうか？不可の場合は具体的な消去方法をご指定ください。 ③作業後にデータ消去作業報告書の提出は必要でしょうか？ ※費用に大きく関り、事前に見込んでいない場合、撤去時にお客様のご要望にお応えできない可能性があるため、事前に決めておく必要がございます。	①データ消去は市役所内で市職員立会いの下実施してください。 ②データ消去方法について、ソフトウェア1回上書きによる消去でも問題ありません。 ③データ消去作業報告書の提出はしていただくなくてもかまいません。
8	■データ消去場所 データ消去は、引取後にセキュリティの確保された受注者指定場所での作業で宜しいでしょうか？ それとも現地で実施する必要がございますでしょうか？	データ消去は市役所内で市職員立会いの下実施してください。
9	■納期 世界的な半導体不足や新型コロナウイルス感染拡大の影響で想定外の生産遅延、物流遅延等不測の事態が発生し、納期に間に合わない場合、契約期間の変更等の協議に応じて頂けますでしょうか。	「賃貸借契約書」(白井市ホームページから入手可)に記載されている関係条項に基づき、使用開始日までに納品することができないときは、速やかにその理由、遅延日数等を届出てください。その理由がメーカーの供給等、その他賃貸人の責に帰することができないものであるときは、相当と認める日数の延長を認めます。
10	■MDM 本案件はMDM (Mobile Device Management) の管理対象でしょうか。 管理対象とする場合、物件の返還に際し、お客様の責任と負担により事前にMDMの管理対象外としていただけますでしょうか。 ※MDMの管理対象外としなかった場合、情報消去を行ったとしてもリース物件の再販時にお客様名が表示されるだけでなく、情報漏えい等の事故が発生し、お客様に法的責任やレピュテーションリスクが生じる可能性があります。 ※MDMの種類により、データを消去してもMDMの設定情報が削除できない場合があります。 MDMサービスはお客様とMDMサービス提供会社との間の契約に基づくものであり、契約当事者ではないリース会社が操作・変更できるものではなく、お客様の責任により消去していただく必要があります。	機器をMDMの管理対象とする場合、物件の返却時に当市作業でMDMの管理対象外とします。

11	■契約書 支払条件や貴市契約約款内容を確認したいため、本契約に使用予定の契約書案をご共有いただくことは可能でしょうか。	白井市ホームページ内標準契約書ページ「物品賃貸借契約書（保守有 債務負担）」をご確認ください。 契約書には、設計書、仕様書及び本書「入札に関する質問の回答について」を添付いたします。
----	---	---